平成２９年（フ）第２０号
沖縄県沖縄市越来１丁目14番15号　伊礼和雄アパート302
債務者　兼次　　勝
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２２１号
東京都調布市布田３丁目52番地２草煙舎206
債務者　大堀　瑶子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８１号
横浜市中区松影町３丁目12番地４　松影別館601号室
債務者　菅原　明寿
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７号
横浜市緑区中山町322番地18　中山大谷ビル401号
債務者　藤原　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１号
横浜市都筑区池辺町7000番地　ダイアパレスつづきの丘516
債務者　長濱　匡美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２号
神奈川県藤沢市高倉470番地の１　市営高倉住宅１―305
債務者　杉山　　隆
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９４号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町298番地８シュロス保土ケ谷403号
債務者　野上　泰之
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５号
横浜市磯子区岡村１丁目22番５号　第２スガタニコーポ101号
債務者　大山　和美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９号
秋田県鹿角市十和田山根字大清水27番地
債務者　笹本　タキ
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１５８号
千葉県匝瑳市時曽根198番地25
破産者　佐々木富士子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４５号
長野市大字小島417番地７
破産者　豊田産業有限会社
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６０号
静岡県浜松市西区神原町1285番地の２
破産者　有限会社キムラ装備
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
静岡県浜松市東区笠井上町651番地の１
破産者　エス・エスシステム株式会社
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９９９号
愛知県豊明市阿野町西ノ海戸７番地１
破産者　株式会社リベル
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１４号
名古屋市名東区社が丘４丁目608番地
破産者　角田電機産業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６１号
最後の住所　愛知県東海市大田町後田97　小嶋病院内Ｅ棟217号室
破産者　喫茶田園こと亡加藤直哉相続財産
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７５号
名古屋市西区新道１丁目13番17号　岩田アパート302号
破産者　藤井　公平
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５６５号
大阪市西区北堀江１丁目３番７号
破産者　株式会社ＵＳＧ
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４９号
大阪府東大阪市島之内２丁目12番37号
破産者　株式会社コネクト
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部